

「不分割積立金」の本質と存在形態

—協同組合原則・公益組織・株式会社の変革に通底するもの—

堀越 芳昭 (神奈川県/山梨学院大学)

I. はじめに

1995年9月ICA100周年大会において採択された「協同組合のアンデンティティに関する声明」(定義・価値・原則)(「新協同組合原則」とする。)において、第3原則の中でICAとして初めて公式的に「不分割積立金」(indivisible reserve fund)の原則が採用された。

この「不分割積立金」の原則が採用された意義はきわめて大きい。第1に、それは21世紀を担うことができるICAの協同組合原則の重要な根拠として位置付けることができる。つまり協同組合原則(協同組合運動)が協同組合の社会性(公共性・公益性および地域性)を自覚し、それを原則化したところに新協同組合原則の大きな意義があるが、この協同組合の社会性の経済的・所有的根拠として「不分割積立金」の原則を位置づけることができるからである。

第2に、社会経済的諸制度の将来展望の重要なモデルとして、「不分割積立金」の原則の意義を認めることができる。つまり、「不分割積立金」は社会的制度としての株式会社(企業)制度・法人制度をどのように変革するかというその方向性を指し示しているからである。

その意味で、「不分割積立金」は協同組合の新原則と公益組織の原理および株式会社制度の変革とに通底する重要な原則ということができる。

本稿では、以上のような意義をもつ「不分割積立金」の本質とその具体的な存在形態について考察していきたい。

II. 新協同組合原則における

「不分割積立金」

新協同組合原則の特徴は、①協同組合の定義・

価値・原則の三部構成として、協同組合の自己規定・自己確認を行って協同組合原則の位置を明確にしたこと、②「自治・自立」の原則と「コミュニティへの配慮」の原則を新設して協同組合の社会性を強めたこと、③資本と剰余金の原則が一本化し、出資利子制限を柔軟にする一方、協同組合の共同財産の形成、「不分割積立金」の原則を明確にしたこと、④教育の原則において、青年や一般社会への広報や働きかけを重要視していること、総じて、組合員志向に立ち返りつつ協同組合の社会志向を追求していくところに求めることができるであろう。

この新協同組合原則では、「不分割積立金」の原則は次のように規定されている。

第3原則：組合員の経済的参加

組合員は、協同組合の資本に公正に寄与し、それを民主的に管理する。少なくとも、その資本の一部は、通常、協同組合の共同財産(common property)である。組合員は、加入の条件として拠出した資本に対して、ある場合でも、通常、制限された補償(limited compensation)を受け取る。組合員は、剰余金を次の目的のいずれか、または全部のために配分する。

- ・協同組合を発展させるため、少なくとも一部は不分解(indivisible)である準備金(reserves)をできるだけ積み立てる。
- ・協同組合との取引高に応じて組合員へ還元するため。
- ・組合員が承認するその他の活動を支えるため。

ここにいう「共同財産」の形成、「不分割準備金」の形成が「不分割積立金」の原則である。

今回の新協同組合原則の制定過程においてこの

「不分割積立金」が採用されるに至るには余曲折があった。同原則は、当初マクファーソン氏による各種原案においては明記されていたものの、1995年4月のICA理事会案においてそれは削除された。その後、CICOPA、フランス協同組合連合会、国威協同組合銀行協会、ICAヨーロッパから「不分割積立金」を明記する修正案が提案され、その意を受けてICA理事会案が9月18日に再提出され、ICA総会の討論を通じて最終的に上記のような決定となったのである。

このように、「不分割積立金」の原則が採用されるに至るには、マクファーソン氏らやCICOPAや協同組合銀行協会等各協同組合組織や関係者の尽力によるところが大きかった。しかし、基本的には新協同組合原則の方向性（原点回帰と社会志向）がそれを可能にしたといえるのである。別稿で述べたように、「マルコス報告」（1988年）、「ベーク報告」（1992年）における検討を経て、組合員志向（《マルコス》：参加、民主主義、《ベーク》：ニーズに応える経済活動、参加型民主主義）と社会志向（《マルコス》：他者への配慮、《ベーク》：社会的責任）に立ち返ることが確認され、新たに社会志向を付加することによって組合員志向と組合志向と社会志向を統合することが新協同組合原則の基本志向となったといえることとすれば、「不分割積立金」の原則は新協同組合原則において不可欠な原則であったのである。

Ⅲ. 「不分割積立金」原則の推移と法制化

さて、この「不分割積立金」の原則は、ICAでは1995年のこの新原則において初めて採用されたのであるが、協同組合運動全体からみればその歴史的源流は1830年代に逆上ることができる。以来、原生的な各種の協同組合原則においてそれは採用されてきたのである。フランス生産組合運動のビュシェの原則、ドイツ農村信用組合運動のライフアイゼン原則、イタリア農村信用組合運動のウォレンボルグの原則、カナダ信用組合運動のデジャルダンの原則、スペイン労働者生産組

合運動のモンドラゴン原則等がその代表例である。「不分割積立金」の原則は、まさしく協同組合の実践から生み出されてきた原則であるといえるのである。

ICAでは、1921年（第10回大会）のICA規約の中で「共同の積立金」(collective reserve fund)が明記されていたのであるが、ICA原則の制定過程においてそれは削除されていった。すなわち、「不分割積立金」の原則は「ロッチデール原則」ではないということによって1937年原則では取り除かれ、1966年原則では準備金形成が重視されたものの「不分割積立金」は原則としては明記されなかった。それまでのICAでは、「不分割積立金」の原則は全体の合意に達していなかったのである。今回の1995年原則における「不分割積立金」原則の採用は、そういう意味では、ICA原則が各種の原生的な協同組合原則に立ち返ったということもできるのである。

「不分割積立金」の原則は、多くの協同組合論者や協同組合研究者によって主張されてきた。トミアンツ、シャルル・ジード、ポアソン、フォーケ、コロバン、ランベール、ミュンクナーら国際的に著名な協同組合理論家はその好例である。（日本では、東畑精一、本位田祥男、篠田七郎、石見尚そして堀越芳昭によって主張されてきた。）

「不分割積立金」に関する協同組合定款や協同組合法は枚挙に暇がない。オウエン主義協同組合の規則、ロッチデール組合の1854年規則、ドイツ法、フランス法、ブラジル法、スペイン法、イタリア法、ソ連、ブルガリア、ルーマニア、ポーランド、ユーゴスラヴィア、ハンガリー等の旧東欧諸国の協同組合法、ナイジェリア法、タンザニア法、ガーナ法、ケニア法、カメルーン法、シンガポール法、スーダン法、マルタ法、イギリス産業共同所有法、フランス生産労働者協同組合法、ヨーロッパ協同組合法等、「不分割積立金」は各国の協同組合の定款や立法に生かされている。このように、「不分割積立金」は歴史的国際的な普遍性をもっているのである。

しかし、日本においては、1900年の産業組合法がドイツのシュルツエ原則を採用したことによって、日本協同組合法制は分配志向を基調としたものになったため、「不分割積立金」は日本法制には生かされなかった。今日の分立した各種協同組合法においても「不分割積立金」は採用されていない。とはいえ、日本的信用組合といわれる報徳社（公益法人）、厚生農業協同組合連合会、漁業共済組合等では「不分割積立金」が法制化されているし、事実上それを実施している協同組合がないわけではない。今日では、日本の労働者協同組合運動やワーカーズ・コレクティブ運動が「不分割積立金」の原則を志向している。

そして、重要なのは、この協同組合の「不分割積立金」の原則は、公益法人（社団法人・財団法人）や各種の非営利組織（NPO）が採用する経済・経営原則と共通しているということである。これら公益組織・非営利組織は、剰余金の分配禁止、解散時における剰余財産の不分割・類似目的処分を行うことが本質的特徴になっているが、こうした公益組織の方式の起源は法制的には数百年以上に逆上することができる。協同組合運動と公益組織・非営利組織とは「加入脱退の自由」、「議決権平等」、「非営利」の原則において共通しているが、その両者の接点をこの「不分割積立金」に求めることができるのである。

ここで、この「不分割積立金」の意義について株式会社制度との関連で少しふれておきたい。「所有（資本）と経営の分離」、株主支配から「経営者支配」への変化、株主配当の利子化、株式の債権化といった現象から、今日の株式会社は新しい会社形態（例えば「公開会社」、あるいは「株式新社」）に変化した（西山忠範『日本企業論』文真堂、1992年、若林政史『株式新社論』白桃書房、1987年）とされ、株式の会社財産に対する持分を否定する見解（R. N. アンソニー著／佐藤倫正訳『アンソニー財務会計論』白桃書房、1989年：同書は営利企業・株式会社と非営利組織に共通した会計原則を構想するものとして注目される。）も提起されている。こうした見解にはつめた検討を必要とす

るが、それを別にしても、「新しい株式会社制度」が文字どおり成り立つためには、利潤分配と剰余財産分配が否定され、「不分割積立金」の原則が採用されることが最小限必要と思われる。そうでない場合、「株主支配」は「経営者支配」に変容したといっても「資本支配」「利潤目的」は解消されたわけではない。その意味で、株式会社の変革は「不分割積立金」の原則の採用によってその保証を得ることができるといえよう。

まさに、「不分割積立金」は協同組合原則と公益組織の原理および株式会社制度の変革とに通底する重要な原則ということができる。

IV. 「不分割積立金」の本質と存在形態

それでは、「不分割積立金」の本質とその具体的な存在形態について明らかにしていきたい。

「不分割積立金」は次のように定義づけることができる。「『不分割積立金』とは、協同活動の剰余から形成された積立金という形態をとり、組合解散時においても個人に分配されない、組合目的・社会目的実現のための、非個人的で永久的な、利他愛という道徳性をもった、不分割共同の社会的性格をもった資本、つまり資本の公正なありかたを追求し協同組合運動のいっそうの発展を期する、協同組合の社会性（公共性・公益性）を体現した資本である。」

この積立金なぜ「社会性」をもつのかについては、協同組合の剰余の源泉は何か明らかにされなければならない。その剰余の源泉は、過去と現在の組合員、役職員、組織的価値、諸取引先、員外利用者、地域社会、他の協同組合、種々の社会的要因、そして自然的価値に求めることができる。すなわち、これらの積立金は多くの人々や社会的要因や自然的価値によるものであり、社会的なものということができる。それは集团的に社会的に所有されるべきものであり、集团的社会的目的のために使用され、永久に保持されるべきものである。

この「不分割積立金」は次のような特質・存在形態をもつ。

第1に、その目的であるが、経済目的のみならず福祉目的、社会目的、公共的公益目的のために、個人的目的のみならず共通の集团的利益のために、個人には分配されないで「組合」に積み立てられる。それは、教育基金、福祉基金、社会目的基金その他の目的積立金として明示的に存在し、各種の法定準備金として存在する。

第2に、その所有形態は、集団所有、共同所有、社会的所有であるが、厳密に言えば「総有的な共同所有」である。歴史的現実的には入会地や共有地などの「総有」という共同所有が、この「不分割積立金」の所有形態であるということが出来る。総有とは総員のための総員による共同所有であり、個人には利用権はあるがいわゆる持分権（請求権）処分権はなく、その管理（および処分）は総員（組合）によって行われる所有形態である。この意味で、総有は事実上「非所有」の形態であって、所有を止揚しているともいえる。人間社会においては非所有は総有的な共同所有という形態を通して存在するのである。このように、総有と非所有とは厳密に区別されるものではない。

また、この積立金は、法的には「組合所有」といった形式をとるのであるが、それは総員とは別の存在である「組合」所有なのではなく、その本質は前述したような総員による総有的な共同所有であることに留意されなければならない。したがって、総員と分離した「組合」の代表者であるところの「管理者」の所有でもないのである。「不分割積立金」に対する管理者による私物的な支配は、組合民主主義（組合員民主主義と職員民主主義）によって排除されなければならないのもちろんである。

第3に、この「不分割積立金」は、組合継続中には組合員に分配されない。脱退のときには、組合員の個人所有である出資金は払い戻されるが、この「不分割積立金」は分配されない。なぜなら、この「不分割積立金」部分には個人の持分（請求権）はなく総有的な共同所有であるからである。これを個人に分配するということは搾取であり営利の追求になるからである。

第4に、組合の解散時においても、個人に分配されないで、組合の再興のために、あるいは目的を同じくする他の協同組合や協同組合運動のための中央基金へ、あるいは地域社会や地方自治体へ、あるいは公益・慈善団体へ、寄贈される。つまり「不分割・類似目的処分」がなされ、それは永続的に維持される永久資本であるということが出来る。これを個人に分配するということは、同様に搾取、営利の追求となるのである。

このような「不分割積立金」は、宇沢弘文氏の「社会的共通資本」(①自然資本、②社会資本、③制度資本)に通じるものである(同氏編著『社会的共通資本』東京大学出版会、1994年)。

最後に、協同組合の解散時における組合財産の処理、残余財産の処分はどのようにあるべきかについて、具体的に検討しよう。組合解散時における組合財産の実際的な処理方法は、①債権の取立、②債務の弁済、③出資金の払い戻し、④その他残余財産の不分割・類似目的処分、といった順序で処理されるのが妥当であろう。「不分割積立金」はこの④の「不分割・類似目的処分」の対象となるものである。この方式では、③の「出資金の払い戻し」が②の「債務の弁済」よりも後位ではあるが、④「その他残余財産の処分」に優先されていることに留意されたい。というのは、協同組合の出資金は、株式会社のそれとは異にして一身専属的な厳密な個人所有であり、現実に拠出した金高とその利子高が個人別に明確になっており、決して「残余」(すなわち〔資産-負債])としてしか確定されるものではないからである。また、協同組合の出資金は確かにリスクを負った資本ではあるが、期中での増減や払い戻しが可能となっているように、協同組合の出資金は同時に組合員債権に接近した特質をもっているからである。

とはいえ、現行法(民法・商法)に準拠することが強制されるとすれば、上記の4区分による組合財産処理は、①債権の取立、②債務の弁済、③残余財産の処分((i)出資金の払い戻し、(ii)その他残余財産の不分割・類似目的処分)というよ

うに、「出資金の払い戻し」を「残余財産の処分」のなかの優先事項とする3区分方式も考えられる。

これら4区分、3区分いずれの方式も本質的な違いはないが、協同組合の出資金と「不分割積立金」の特質からすれば、4区分方式のほうがふさわしいといえることができるであろう。

VI. むすび

以上、「不分割積立金」の協同組合原則との関連、公益組織や株式会社との関連にふれて、「不分割積立金」の本質と存在形態を明らかにしてきた。それによれば、「不分割積立金」は、協同組合運動ひいては人間社会の最良の遺産の一つであり、未来の社会制度を切り開く可能性をもった各種社会経済組織の「資本の利益」のありかたを示唆するものである、といえることができる。これが、当面、協同組合の財務基盤の強化に役立つことはもちろんであるが、協同組合の株式会社化や営利主義化に対する歯止めとしても重要な意味をもつのは歴史の示すところである。

もちろん、この「不分割積立金」をどのように管理するかという問題は別に残されているということに留意しておかなければならない。

それはともあれ、わが国の協同組合法制において、この「不分割積立金」の原則が採用されることはきわめて大きな意義をもつであろう。労働者協同組合法の制定にあたってこの「不分割積立金」の原則が採用されることが期待される。

【主要文献】

- 1) 拙著『協同組合資本学説の研究』(日本経済評論社、1989年)
- 2) 拙稿『「不分割社会的資本」の概念—株式会社と公益組織との比較から—』(山梨学院大学『経営情報学論集』第1号、1995年2月)
- 3) 拙稿「各種法人における残余財産の処分と分配—不分割・類似目的処分と出資・株式基準分配—」(山梨学院大学『社会科学研究』第15号、1995年3月)

- 4) 石塚秀雄・堀越芳昭(訳・解説)『ハンス・H・ミュンクナーにみる現代ドイツの協同組合理論』(生協総合研究所『生協総研レポート』No.11、1995年5月)